

令和8年2月13日

鈴鹿市議会議長
野間 芳実 様

ハラスメント対策検討特別委員会

委員長 山中 智博

委員会行政視察報告書

下記のとおり実施いたしましたので報告いたします。

記

1 実施日 令和8年1月27日：静岡県沼津市
1月28日：東京都渋谷区

2 参加者氏名 委員長 山中 智博
副委員長 船間 涼子
委員 加藤 公友
委員 高橋さつき
委員 南条 雄士
委員 薮田 啓介
委員 宮木 健
随行 伊藤 大也

3 視察先及び事項 静岡県沼津市：沼津市議会ハラスメント防止条例について
東京都渋谷区：渋谷区議会議員のハラスメントの防止等に関する条例について

4 視察報告

(1) 沼津市：沼津市議会ハラスメント防止条例について

沼津市は静岡県東部に位置しており、面積は 186.84 km²、人口は約 18 万人の市である。

ハラスメント防止条例制定までの経緯としては、令和6年5月に請願書提出を巡り、議員による事務局職員に対するパワーハラスメントを疑う事案が発生したことを受け、

当時の議長の指示により、職員を守るためのハラスメント防止条例を制定することとなった。スピード感を持って条例制定を進めるため、特別委員会は設置せず、会派代表者会議による合意形成を経て制定に至った。

条例の目的は、議員から職員へのハラスメントの未然防止にあり、職員を守ることを優先したため、対象範囲は職員に限定している。

条例には、議員に対してハラスメント防止と根絶のための必要な研修を実施することが明記されており、令和6年度から年1回のコンプライアンス研修にハラスメント防止を含めて実施している。

相談窓口は議会事務局に設置され、担当職員1名が相談内容の聞き取りを行い、次長および局長へ情報を共有している。その後、相談担当者が内容をまとめ議長に報告している。相談対応時間は8時30分から17時15分で、相談票が庁内ライブラリに収納されており、口頭相談（面談や電話）に加え、メールや郵送での相談も可能としている。また、匿名相談も受け付けている。

行政当局では、職員の相談窓口を設けているものの、議員によるハラスメントを対象としていないため、条例を制定し、相談窓口を設置する必要があった。また、相談からハラスメント認定、行為者の処分は一連の流れであるため、行政当局は議員に対する調査、処分の権限はなく、議会で対応する必要がある。行政当局に議員によるハラスメントの相談があった場合、相談者に許可の上、議会事務局へ情報共有されることとなっている。

事実関係の調査について、相談窓口へ相談があったものに対して、事務局から議長に報告を行った後、事実関係の調査を行っている。

事実関係の調査は、副議長が主となり相談者および関係者に聞き取り調査を行っている。この際、副議長は議員1名以上を指名し2名以上で調査をすることになる。調査はあくまで事実関係の確認に限られ、ハラスメントの有無の判断は行っていない。

調査結果に基づく措置検討のため、再発防止措置検討会が議長、副議長、会派代表者で構成され設置することとしている。ハラスメントが認定され、重大事案と判断された場合は、外部有識者から調査結果や再発防止措置等について意見を聴取することとしている。

ハラスメントの事実認定までに有識者への意見聴取が入っていないが、ハラスメント認定には専門的知見が必要なため、市の顧問弁護士への相談等を通じて認定することを想定している。

公表については、ハラスメントと認定され、特に重大事案であった場合、市議会だより及び市議会ホームページに氏名を公表するとともに、必要な措置を講ずるとしている。

条例施行後の状況を把握するため、令和7年3月に職員約2,000人を対象にアンケートを実施している。実施期間は3月末の約1週間、回答者数は583人、回答率は約30%となっている。

条例施行後の議員対応等は改善状況について、「改善した」が7%、「改善していない」が10.9%、「変わらない・わからない」が82.1%であった。依然として改善して

いないが、約 11%はあるものの、改善されていると回答した職員がいることから、条例施行の意味はあったと認識していると説明があった。

条例施行後にハラスメントと思われる事案があったかの問いには、「あった」が、5.5%であった。ハラスメントの種類については、主にパワーハラスメントであったことが確認されている。なお、現在までに相談窓口への相談実績はないとのこと。

今後の課題として、議員間のハラスメントの取り扱いや議員の理解度・意識変容を確認する対応の検討が必要と考えていると説明があった。

(2) 渋谷区：渋谷区議会議員のハラスメントの防止等に関する条例について

渋谷区は、東京都 23 区の西南に位置しており、面積は 15.11 km²、人口は約 24 万人の区である。

ハラスメントの防止等に関する条例制定の経緯については、当時の副区長が議員を揶揄したことや、区長部局から議員に対する不適切行為に関する要望書の提出があったことが挙げられる。もともと区長部局には職員用の内部相談窓口があったが、区議会及び区長部局とともに条例は存在しておらず、議員を対象とした相談窓口はなかったため、区長部局と連携して条例を作成することとなった。

区議会は各会派の意見を集約し決定する必要があるため、区長部局と同時期の制定は難しく、結果として区長部局の方が先行して「渋谷区職員等のハラスメントの防止等に関する条例」を制定、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、区議会の条例は、令和 7 年 6 月 18 日に施行している。

区議会条例は、相談しやすい制度設計を目指し、幅広い関係者が安心して相談できる体制を整えるために対象範囲を広く設定している。制定の過程においては、議員の中からも対象範囲を広く設けたいとの意見があった。そのため、対象者は職員、議員に加え業務に関わる委託業者や議会に関わる関係者として陳情・請願者なども含まれている。

研修については、条例制定後、議長招集によるハラスメントセミナーを 1 回開催し、さらに特別委員会が「ハラスメント根絶に向けた議員の意識改革」というテーマで研究会を行っている。

相談窓口については、議員から第三者による外部相談窓口の設置を強く希望する声があった。また、相談窓口が事務局になると、個人情報が事務局に流出する懸念があったため、外部相談窓口を 1 つ設けることとした。市長部局には、既存の規定に基づく内部相談窓口と議会同様の条例に基づく外部相談窓口が 1 つずつ設置されており、職員はどちらでも相談可能となっている。

外部相談窓口は区長部局と協議して設置され、判断のぶれを防ぐために同じ弁護士事務所に毎月 10 万円で業務委託している。体制としては男性・女性弁護士を各 1 名ずつ選任しており、電話およびメールで相談を受け付けている。電話相談は土日、祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日の 9 時から 17 時、メール相談は 24 時間対応可能となっている。

相談状況は、毎月所定の様式にてメールで報告を受けている。また、議長が詳細を

把握する必要がある場合は外部相談窓口に対して説明を求めることができる。相談者がハラスメント対策委員会の開催を希望する場合は、外部相談窓口から議長へ所定の様式にて報告されている。

ハラスメント対策委員会は、外部相談窓口からの相談や内容を基に議長から適切な処理及び解決が必要と判断した場合に設置される。ハラスメント対策委員会の委員は、東京弁護士会へ推薦依頼を行い推薦された男性1名、女性2名の計3名の弁護士で構成されており、委員へは1回2万円の謝礼と交通費2千円が支給される。

ハラスメント対策委員会からハラスメントの事実を認定した旨の答申を議長が受けた時は、行為者に対して、弁明の機会を与え、行為者の意見を聞く機会が設けられている。その後、幹事長会を開催し、必要な措置を決定するとともに、被害者及び行為者に当該措置内容や公表に関する事項を通知しており、公平かつ透明な運用を確保している。また、ハラスメント対策委員会の会議は非公開と定めているが、運営要綱により会議録を作成することとしている。

ハラスメント事案の公表は、渋谷区議会広報誌及び渋谷区議会ホームページ上で行い、公表日及び公表期間、行為者の氏名等、ハラスメントの概要、その他議長が必要と認める事項が含まれている。

条例施行後の効果として、議員のハラスメントに対する意識向上につながっていると考えられることのこと。また、条例があることで、ハラスメントを意識的にしないようとするなど予防効果があると感じていること。

事案の発生状況については、その他のハラスメントとしてSNS等で過去にあがった内容について1件の相談があった。ハラスメント対策委員会を5回開催したが、条例制定前の事案であったため、判断や審査をするに当たらないという結論に至っている。

今後は、議員の理解度や意識変容を研修などで確認しつつ、必要に応じて条例改正も視野に入れて運用していきたい。

5 所感

渋谷区では、幅広く安心して相談できるように対象範囲を広く設定し、区長部局と協力して条例を制定している。また、相談のしやすさを考慮し、外部相談窓口のみ設置している。ハラスメントの認定にあたってはハラスメント対策委員会を設置して行っており、外部相談窓口、ハラスメント対策委員会のいずれにも弁護士が関わっている点なども相談のしやすさに繋がっていると考えられる。

一方、沼津市では、議員による事務局職員へのパワーハラスメントを疑われる事案の発生を受け、職員を守ることを最優先に、スピード感を持って条例を制定している。職員を守ることを優先したため、対象範囲は職員に限定している。また、相談窓口は議会事務局に設置し、職員が対応している。

これら条例策定の経緯や考え方によって、対象範囲や相談窓口の形態は大きく異なっている。条例制定により一定の効果があったと考えられることから、ハラスメントに対する予防効果はあると考えられる。

渋谷区や沼津市の条例を参考にしつつ、鈴鹿市に適した方法でハラスメント対策を進

めていく必要がある。

6 観察写真

(1) 沼津市議会



(2) 渋谷区議会



以上、観察報告とする。